

令和5年度介護施設集団指導資料

北上市福祉部長寿介護課

電話：0197-72-8218（直通）

Mail：choju@city.kitakami.iwate.jp

目次

- 1 令和3年度介護報酬改定に伴う
介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の一部項目の義務化について . . . P 2～P 5 **【資料1】**
- 2 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証方法等について . . . P 6～P 7 **【資料2】**
- 3 ケアプラン等に係る利用者本人の同意について P 8～P 9 **【資料3】**
- 4 委託連携加算の取扱いについて P 10
- 5 要介護度区分変更に係る支援費等の請求等の取扱いについて P 11
- 6 令和4年度介護給付費適正化事業について P 12～P 13 **【資料4】**
- 7 事故報告の傾向及び提出先について P 14 **【資料5】**
- 8 令和4年度実地指導結果について P 15～P 16
- 9 その他注意事項について P 17～P 18

1-1 令和3年度介護報酬改定に伴う 介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の一部項目の義務化について

1 概要

令和3年度介護報酬改定に伴い変更された、介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の内容において、経過措置期間（令和6年3月31日まで）が設けられていた項目が、令和6年4月1日より義務化される。

次の事項について、各事業所において令和5年度中に対応する必要があるため、留意されたい。

2 令和6年4月1日から義務化される指定基準

（各事業所共通）

① 虐待の発生またはその再発を防止するための措置等

…運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載しなければならない。

…虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する
- 2) 上記委員会の結果を従業者に周知徹底する
- 3) 虐待防止のための指針を整備する
- 4) 従業者等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する
- 5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する

1-2 令和3年度介護報酬改定に伴う 介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の一部項目の義務化について

2 令和6年4月1日から義務化される指定基準（続き①）

（各事業所共通）

② 衛生管理等（感染症の予防及びまん延防止のための措置）

…事業者において、感染症が発生し、またはまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1) 感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催する
- 2) 上記委員会の結果を従業者に周知徹底する
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- 4) 従業者等に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施する

③ 業務継続計画（BCP）の策定等

…感染症や非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画策定について、必要な措置を講じなければならない。

- 1) 業務継続計画を策定する
- 2) 業務継続計画の周知並びに必要な研修及び訓練を定期的 to 実施する
- 3) 定期的な業務継続計画の見直しの実施と、必要に応じた業務継続計画の変更を行う

《参考》厚生労働省ホームページ（業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修）

URL： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

1-3 令和3年度介護報酬改定に伴う 介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の一部項目の義務化について

2 令和6年4月1日から義務化される指定基準（続き②）

（各事業所共通）

④ 認知症介護に係る研修の受講

…従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

（一部事業所のみ）

≪地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型含む）≫

① 栄養ケア・マネジメントの充実

…入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

- 1) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、次に掲げる職種の者（※）が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する
（※）医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員、その他職種の者
- 2) 上記栄養ケア計画の作成に当たっては、地域密着型施設サービス計画との整合性を図る
（なお、栄養ケア計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができる）
- 3) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録する
- 4) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す

1-4 令和3年度介護報酬改定に伴う 介護保険サービスの人員、設備及び運営基準の一部項目の義務化について

2 令和6年4月1日から義務化される指定基準 (続き③)

(一部事業所のみ)

《地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型含む）》

② 口腔衛生の管理

…入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

1) 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を行う（年2回以上）

2) 上記の技術的助言及び指導に基づき、次の事項（※）を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直す
(なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を地域密着型施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に係る計画の作成に代えることができる)

- (※) イ 助言を行った歯科医師
ロ 歯科医師からの助言の要点
ハ 具体的方策
ニ 当該施設における実施目標
ホ 留意事項・特記事項

3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導または2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと

2-1 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証方法等について（その1）

1 概要

平成30年度から導入された「生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組み」実施の状況や効果、ケアマネジャー等の事務負担を鑑みて、届出のあったプランの検証や届出頻度について見直すもの。

【制度の趣旨】

生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すもの。

2 対象

届出対象は、平成30年10月1日以降に作成または変更されたケアプランであって、訪問介護（生活援助中心型）サービスを、次に定める要介護状態区分に応じた1月あたりの回数以上利用している者

要 介 護 状 態 区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準となる回数（1月あたり）	2 7 回	3 4 回	4 3 回	3 8 回	3 1 回

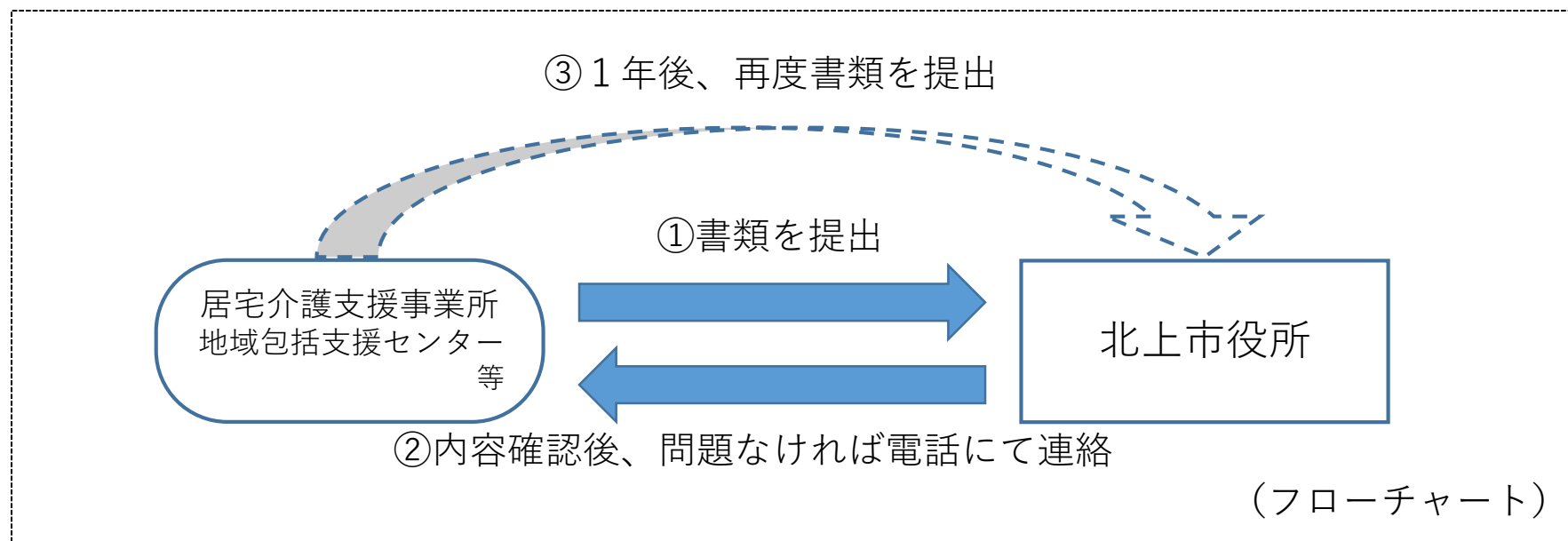
3 従来の取扱い

- ① 提出頻度：作成または変更された居宅サービス計画の交付月の翌月末までに提出
- ② 検証方法：地域ケア会議の開催等による検証

2-2 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証方法等について（その2）

3 今後の取扱い

- ① 提出頻度：作成または変更された居宅サービス計画の交付月の翌月末までに提出
※ただし②で示される方法等で、一度保険者が検証した居宅サービス計画は、**1年後に提出**
- ② 検証方法：提出のあったケアプラン等を課内で確認・検証後、その是非を電話にて居宅介護支援事業所に連絡



4 提出書類

- 居宅サービス計画書 第1表～第3表
- アセスメントシート（被保険者の詳細情報が分かる資料であれば他資料またはケアプランでも可）
- サービス利用表

3-1 ケアプラン等に係る利用者本人の同意について（その1）

1 概要

居宅サービス計画書及び利用予定表等、利用者の同意が必要な書類について、署名等の取扱い例を次のとおり示すもの。

2 署名の取扱いについて

居宅サービス計画書等の利用者の同意が書面で必要なものについては、次のような手法で同意を得ることができるもの。

- 被保険者が署名できる場合 ⇒ 自署によるもの
※ただし、被保険者が認知症等により理解力が低下している場合は、家族等にも必ず内容を説明すること。
説明後、家族等への説明内容や説明日等を、支援経過記録等に記録すること。
- 被保険者が署名できない場合であって、家族等が署名できる場合
⇒ 家族等が代筆して署名することで利用者署名と代えること。

3 電磁的方法による交付等の取扱いについて

書面で行うことが規定または想定されている交付等（交付・説明・同意・承諾・締結）について、利用者等の事前同意があれば電磁的方法によることが可能である。電磁的方法で同意等を得る場合は、次の内容を参考にすること。

- ① 電磁的方法による交付…北上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準条例（以下、基準条例）第7条第2項から第8項までの規定に準じた方法によること。

3-2 ケアプラン等に係る利用者本人の同意について（その2）

3 電磁的方法による交付等の取扱いについて（続き）

- ② 電磁的方法による同意…例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられる。
（「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」参照）
- ③ 電磁的方法による締結…利用者等・事業者等との間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名または記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。
（「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」参照）
- ④ その他、基準条例第34条第2項において電磁的方法によることができるとされているもの
…①～③までに準じた方法によるもの。ただし、基準または規定により電磁的方法の定めがあるものについては、その定めに従うこと。

なお、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

4 留意点

当資料で示すものは、書面での署名・押印の取扱いの他、電磁的方法を加えたいずれかの手法により利用者の同意等の意思表示の確認が可能であるとした内容であり、同意等を省略するものではないため注意すること。

4 委託連携加算の取扱いについて

1 概要

令和3年度報酬改定において新設された委託連携加算の取得要件を次のとおり示すもの。

委託連携加算（300単位）

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

2 取得要件

地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に提供する利用者に係る必要な情報の範囲

… 介護予防サービス計画（予防ケアプラン）の作成に必要な情報であり、**かつ**居宅介護支援事業所において把握していない新規の情報であること

※予防ケアプランの作成に必要な情報とは、具体的には、「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」における第30条指定介護予防支援の具体的取扱方針に列挙された項目を行う際に、必要となる情報

3 備考

厚生労働省から別途Q & Aが発出された場合は、当該取扱いを変更する可能性があるため留意すること。

5 要介護度区分変更に係る支援費等の請求等の取扱いについて

1 概要

問い合わせが頻回する次の内容について、各内容ごとに請求時の注意点を作成したため留意すること。

2 月途中で介護区分が変更になった場合の請求方法

① 月途中で事業対象者から要支援になった場合

… 要介護認定区分の変更日から、日割り計算して請求すること。

② 月途中で事業対象者から要介護になった場合

… 原則、要介護認定区分の変更日から、日割り計算して請求すること。

ただし、介護度の見込みが外れて要介護と見込んだ時の暫定ケアプランを作成していなかった場合は、介護サービスを利用するまでは事業対象者として扱う。

3 新規申請であって介護区分が見込み違いであった場合のサービス計画書について

● 要支援と見込んでいたが介護認定審査の結果要介護となった場合

…暫定で要介護のケアプランを作成していない場合は、セルフケアプランにて対応すること。

6-1 介護給付費適正化事業（住宅改修等点検）について

1 概要

第8期北上市介護保険事業計画において、住宅改修及び福祉用具貸与及び購入について、点検を行うもの。

2 点検対象

- ① 住宅改修：令和3年10月1日以降に着工したもの。
- ② 福祉用具貸与：点検実施期間において貸与中であるもの。
- ③ 福祉用具購入：令和3年10月1日以降に購入したもの。

3 実施の流れ

- ① 市において確認が必要と判断したものについて事業所及び事業者へ通知する。
- ② 当市職員が現場訪問及び書類確認により、聞き取りを実施する。結果をホームページにて公表する。

4 点検内容

改修箇所又は用具の利用状況、利用者の日常生活の改善状況等

5 実施期間

期間：令和5年9月頃から令和5年12月頃まで（予定）

6-2 介護給付費適正化事業（給付費分析）について

1 実施経過

- ①令和4年11月28日：第3回（令和4年度1回目）完了。該当施設宛報告書送付。
- ②令和5年3月1日：第4回（令和4年度2回目）完了。該当施設宛報告書送付。
実施方法等の詳細については、別紙報告書のとおり。1回目と2回目の抽出条件は異なる。

2-1 結果の概要（3回目）

- ①過誤や不必要である可能性が高いものについて実施した。
- ②全体件数は令和3年度第1回目調査から微増となったが、「過剰な可能性がある給付」の項目は半減した。
- ③確認結果において「B経過観察」及び「C点検対象候補」が増加している。

2-2 結果の概要（4回目）

- ①サービスの偏り、サービスの提供回数が多いものと推定されるもの及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に入居している方のサービスについて実施した。
- ②全体件数は令和3年度第2回目調査から減少している。
- ③令和3年度第2回目調査より、「C点検対象候補」が減少したが、「B経過観察」の者は増加している。

3 今後について

- ①チェック作業（広く浅く）と外部委託等により、ケアプラン点検（狭く深く）の積極的な実施を行い、適正化をさらに進める。
- ②令和5年度は、調査回数を1回に減らし、令和4年度と同等程度もしくは縮小しての実施を見込む。

7 事故報告の傾向及び提出先について

1 令和4年度の事故報告の傾向について

令和3年度に比較し事故総数は減少した。（令和3年度61件、令和4年度55件）

転倒・転落を起因とする事故が43件発生し、事故の大多数を占めている。

診断結果として骨折が多数となっているが、事故の原因分析として、夜間の職員が少ない時間帯や介護職員の業務が重なり目が届きにくい時間帯での発生が顕著となっている。

発生を防ぐことが難しい事故も多いと認識しているが、事故後の迅速、適切な対応が肝要と考えられるため、引き続き留意して対応願いたい。

2 事故報告の提出先について

提出は、電子メールによる提出が望ましいとされているが、誤送信等のリスク回避のため、Logoフォームでの提出をお願いしたい。

URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/91098> （ 長寿介護課提出報告フォーム ）

8-1 令和4年度実地指導結果について(その1)

1 概要

令和4年3月31日付け老発0331第6号「介護保険施設等の指導監督について」に則って実施した。

2 指導期間

令和4年11月9日(水)から11月30日(水)まで

3 実施事業所数 7事業所

認知症対応型共同生活介護	1施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
小規模多機能型居宅介護	2施設
居宅介護支援事業所	3施設

4 全体の傾向

- ① 各施設において、実務職員発の迅速な情報共有を工夫して行っている。継続願いたい。
- ② 改善結果報告書の提出を求める事業所が1事業所、口頭指導のみとする事業所が6事業所であった。
- ③ 施設内コロナウイルス感染者多数のため実施を見送った事業所が1事業所あり。令和5年度実施予定

8-2 令和4年度実地指導結果について(その2)

4 文書指導（懸念部分のみ）

- ① サービス利用契約書に誤記が多数あるため、修正のこと。
- ② 重要事項説明書に誤記が多数あるため、修正のこと。
- ③ 運営規程に誤記が多数あるため、修正のこと。

5 口頭指導（懸念部分のみ）

- ① 消火器の使用期限を確認し、計画的に交換のこと。
- ② 避難経路、警報装置、消火器周辺の整理整頓を心掛けること。
- ③ トイレ・浴室の換気扇清掃を定期的に行うこと。
- ④ トイレの汚物用バケツに蓋をすること。
- ⑤ 刃物類（包丁・ハサミ）の管理を徹底すること。
- ⑥ 事務室内の重要物品（個人情報等）は鍵付書庫等で管理すること。

9-1 その他注意事項について(その1)

1 F A Xによる個人情報が含まれる証書等の送付について

事業所間において、被保険者証や負担割合証等をF A Xで送付する際、番号誤りによる誤送付事例が発生した。

利用者の個人情報漏洩に繋がる事案であるため、送付の際は注意をすること。

2 介護保険負担限度額認定（食費・居住費の負担軽減）申請に係る市民への説明について

当該申請の手続きのため来庁した市民より、「当該手続きの際は、年金が入金されている通帳のみ持参したら良いとケアマネジャーから言われた」と、話されていた案件が数件あった。

正しくは、対象者（及び配偶者）の名義の預貯金通帳を全て提出する必要であるため、市民へ案内する際は注意されたい。

▼ 介護保険負担限度額認定時に確認が必要な預貯金等資産に含まれるもの（参考）

預貯金等に含まれるもの	提出書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（銀行名・支店名・口座名義人、申請日から2ヵ月以内の最終残高がわかる部分）
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀等、購入先の口座残高によって時価評価額が安易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
負債（借入金・住宅ローン等）	借用証書等の写し※預貯金等の金額から差引きます
タンス預金（現金）	不要（自己申告で確認）

9-2 その他注意事項について(その2)

3 地域密着型の居住系サービス等における他市町村住民からの申込みについて

地域密着型の居住系サービス等（※対象施設を参照）について、北上市民以外からの入所申込みを受け、入所後に住民票上の住所を施設に移す事例が複数発生している。

市外の者からの申込みを妨げるものではないが、地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう身近な市町村で提供されるものであり、原則として北上市民のみがサービス利用が可能なものとして位置付けている事業であることから、北上市民が優先してサービスを利用できるよう配慮すること。

※対象施設

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）